

平成14年(行コ)第94号

東京都外形標準課税条例無効確認等請求控訴事件

一審原告 株式会社みずほ銀行外16名

一審被告 東京都外1名

第23準備書面

平成14年9月3日

東京高等裁判所第2民事部 御中

一審被告ら訴訟代理人弁護士 上 谷 清

同 岡 田 良 雄

同 橋 本 勇

同 黒 野 徳 弥

同 西 島 良 尚

同 上 松 信 雄

同 半 田 良 樹

一審被告ら訴訟代理人上谷清
訴訟復代理人弁護士

笹 本 撰

同

山 口 健 司

一審被告ら指定代理人

中 村 次 良

同

川 村 栄 一

同

平 野 善 彦

同

江 村 利 明

同

松 田 英 智

同

小 嶋 稔

同

直 井 春 夫

同

添 田 和 美

同

宮 崎 俊 郎

同

柏 徹

目 次

	頁
第1 「事業の状況に応じ」の解釈	4
1 一審原告らの鑑定意見書の不当性	4
2 一審原告らの鑑定意見書の地方税法72条の19の解釈	4
3 一審原告らの鑑定意見書の地方税法72条の19の解釈に対する反 論	7
第2 地方税法72条の19に列挙する課税標準と業務粗利益	9
1 地方税法72条の19の課税標準の解釈	10
2 全国銀行協会の「ドクター・ビッグバンのよくわかる銀行のディス クロージャー」における業務粗利益の説明	11
3 一審原告らの主張に対する反論	13
4 立法府の立法裁量に関する裁判例	14
第3 税負担の均衡	16

第1 「事業の状況に応じ」の解釈

1 一審原告らの鑑定意見書の不当性

一審原告らは、これまで、「事業の状況に応じ」の解釈については、「そもそも特定の業種について本条を適用することは、『事業の状況に応じ』という要件を満たさない」、特定の業種についてのみ本条を適用することができるとしても、「例外四業種の場合に例外的取扱いが許容される必要性と同程度の必要性がある場合に限って、『事業の状況に応じ』という要件を満たすと言うべきである」と立証していた。

しかしながら、突如として、「現行地方税法72条の19の『事業の状況』とは、所得の捕捉の困難性が認められる業種或いは小規模な事業など極めて限定された場合にのみ適用され得る規定と理解される。・・・(中略)・・・地方税法72条の19が現代の大手企業に適用される余地はほとんどないのではないかと考えられる。」(甲第263号証)などと記載した鑑定意見書(甲第263号証、甲第264号証及び甲第265号証)を提出した。

これは、明らかに矛盾した立証である。なぜなら、収入金額を課税標準とする電気供給業等の4業種は、所得を確実に捕捉することができるいわゆる大企業であるのに対し、露天商等は所得が捕捉できないいわゆる零細企業であることを考慮すると、両者を一貫する説明は到底不可能である。上記鑑定意見書は、これまで一審原告らが提出してきた鑑定意見書の内容と異なっており、明らかに矛盾した立証となっている。

一審被告らとしては、地方税法72条の19の「事業の状況に応じ」の解釈は、本件訴訟における最も重要な争点と考えているので、以下、あらためて順次反論することとする。

2 一審原告らの鑑定意見書の地方税法72条の19の解釈

(1) 甲第263号証は、薄井信明前大蔵事務次官が記した鑑定意見書（以下「薄井鑑定意見書」という。）であり、地方税法72条の19の解釈について、次のように述べている。

「現行地方税法72条の19は、『事業の状況に応じ』条例で外形標準課税を導入する場合を規定している。これとほぼ同一の規定は、営業税に代わって事業税が創設された昭和23年に、当時の地方税法69条1項前段として設けられている。

立法過程をつぶさに見ると、同69条1項前段は、事業税の前身である営業税時代に同税の本来あるべき課税標準である総収入ないし純益の補足の困難性を根拠に設けられてきた外形標準課税規定と同じく、事業税の原則的な課税標準である所得の捕捉の困難性を根拠に設けられてきた規定であることが理解される。・・・(中略)・・・同72条の19の解釈には、営業税における外形標準課税の趣旨及び同69条1項前段の立法意思が引き継がれていると考えるのが自然である。

かかる沿革からみて、現行地方税法72条の19の『事業の状況』とは、所得の捕捉の困難性が認められる業種或いは小規模な事業など極めて限定された場合にのみ適用されうる規定と理解される。・・・(中略)・・・地方税法72条の19が現代の大手企業に適用される余地はほとんどないのではないかと考えられる。」(薄井鑑定意見書4・5頁)。

(2) また、甲第265号証は、畠山武道北海道大学教授が記した鑑定意見書（以下「畠山鑑定意見書」という。）であり、地方税法72条の19の解釈について、上記薄井鑑定意見書と同様の旨を述べた上で、次のように述べている。

「当時の自治省（自治庁）担当者の執筆した逐条解説書は、所轄官庁の法律運用に対する見解を示すものにすぎず、裁判所の法解釈を拘束するような権威を持たないことは明らかである。・・・(中略)・・・川俣意見書は、昭和23年の法解釈の趣旨を、昭和35年初版の地方税法逐条解説（事業税編・自

治庁税務部編集)に記述された自治庁の見解によって正当化しているのである。」(畠山鑑定意見書17・18頁)。

- (3) 一審原告らは、地方税法72条の19の解釈について、大正15年及び昭和23年の旧法時代の解釈を新たに持ち出すつもりなのであろう。何と古めかしい解釈を持ち出したものかと驚きを禁じ得ないが、この主張は、一審被告らが主張している近時の政府見解を無視した議論でもある。

また、こうした議論は、昭和23年の旧事業税が純所得課税であったものが、昭和29年に創設された現行事業税では応益税に発想を転換した事実を忘れた議論である。現に、収入金額を課税標準とする電気供給業等の4業種は、膨大な施設と従業員を有し都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税額は非常に少額になり、このため、応益原則である事業税の性格に矛盾を生じることになるから、これらの事業にかかる課税標準は、所得ではなく、収入金額とされているのである、という現行地方税法の根幹となった立法趣旨を無視した議論である。

「昔の営業税はどちらかといいますと所得税の補完税であり、資産所得重課の思想を持っておったと思うのであります。現在の事業税は事業という収益源に着目しながら、事業をやっていく以上は、府県のいろいろな施設に要する経費も負担してもらい、……(中略)……これらの負担は事業遂行上の経費として、経費のうちから払うべき性質のものだろうと思うのであります。そうしますと結局顧客に転嫁されていくことにもなるのでありましょうから、売上金額とか附加価値額でありますとか、そういうものに課税標準を求めた方が、府県の独立税としての事業税の課税形式として考える場合にはむしろ適当ではなかろうか、こういう考えを持っておるのであります。」(昭和30年6月6日・第22回国会衆議院地方行政委員会議録第15号。乙第6号証の25)

「第二の類型は、企業が相互組織をとっているものでありまして、生命保

険業がこれに類すると思われます。・・・中略・・・相当な規模で事業を行っておるにもかかわりませず、事業税を負担しないということになってしまふのであります。そこで・・・中略・・・収入金額を課税標準にして税金を負担してもらふ、こういうことになるわけであります。第三の類型が今回とろうとしております損害保険事業なのであります。・・・中略・・・法人税の課税標準となる所得というものが、事業の規模から考えました場合に、少きに失するわけであります。」(昭和30年6月20日・第22回国会衆議院地方行政委員会議録第24号。乙第6号証の26)。

3 一審原告らの鑑定意見書の地方税法72条の19の解釈に対する反論

上記鑑定意見書の見解は、地方税法の企画・立案や有権解釈を所管する官庁の経験者が記載したものでなく、ましてや、地方税法所管官庁の見解が学者の意見によって変更されるものでもない。このことを、誤解のないよう、まず冒頭に述べておく。

地方税法72条の19の正当な解釈については、既に第19準備書面等において述べてきたところであるが、念のため、政府見解を再度述べておく。

(1) 自治省の解釈

昭和23年の旧事業税の「事業の状況に応じ」の解釈については、川俣意見書(乙第3号証の88)は、国会答弁を引用しつつ、次のように述べている。

「第一義的には、純収益(所得)を捉えることが困難な場合を想定しているようにも受け取れる。しかし、当時は、戦後間もない経済の混乱期で、露天商をはじめ純収益を捕捉することが困難なケースが多々予想された。そうした時代背景の中での説明であったことに十分留意する必要がある、所管官庁としては、外形基準を用いることができる場合を、『純収益を捉えることが困難な場合』に限定して解釈しているものではない」(川俣意見書7頁。自治庁税務部編集昭和35年初版の地方税法逐条解説)。

また、全国知事会が外形標準課税実施案を公表した昭和51年及び昭和52年当時の「事業の状況に応じ」の解釈については、地方税法の所管官庁である自治省（現総務省）の有権解釈が、次のように示されている。

「地方税法第72条の19の規定によると、事業税については、事業の状況に応じ、地方団体の条例の定めるところにより、資本金額、売上金額、従業員数等のいわゆる外形基準を課税標準として用いることができるものとされており、したがって、このような法定の要件を充足する限り、道府県が条例措置により外形標準課税を導入しうることは疑いない。なお、『事業の状況に応じ』とは、たとえば 相当規模の事業活動を行っているにもかかわらず、その事業の規模に比して税負担が著しく低いことが常態であるため一定期間の所得を課税標準としては、受益の程度に応ずる負担を求めることが困難な状況にある場合、 所得を課税標準としているため同一規模の事業を行っている異種の事業の間に税負担の不均衡が生じている状況にある場合等をいうものと考えられる。したがって、知事会試案のように例えば製造業のように一定の業種の法人に限定して外形課税を行うことも可能であると考えられる」(川俣意見書8・9頁)。

このことは、当時の自治省税務局長が同趣旨の次のような国会答弁を行っていることから、裏付けられる。

「法律で外形課税が導入できるのは、事業の状況により導入できると、こう書いてあるわけです。ですから、すべての事業を通じて事業税に外形課税を一律に導入するということは法律上は予定してないと私は思うんでございます。知事会の提案も、製造業に限定をしてやりたいということでやっておりますから、まあそういう事業の状況に応じてやるという税法上の考え方に即しておると思うわけでありませう。」(昭和53年3月30日・第84回国会参議院地方行政委員会議録第5号。乙第6号証の27)。

(2) 内閣法制局見解

内閣法制局は、本件条例案が公表された直後の平成12年2月24日の第147回国会衆議院地方行政委員会において、地方税法72条の19の「事業の状況に応じ」の解釈について、次のような公式見解を示している。

「72条の19は、事業の状況に応じて外形標準課税をすることができるという旨を規定しておりますけれども、これは、こうした事業税の本来の性格、応益課税であるという本来の性格に照らしまして、特定の事業については、事業税の課税標準として所得以外のものを用いる方が受益との関係でより適切であるというふうに判断される場合ということになると思います。

さらに具体的に申し上げますと、基本的には、所得を課税標準としてとっていたのでは事業税の負担がその受益の程度に比して相当に低いということが常態化しているような業種が、同条の規定による外形標準課税の対象になるというふうに考えられます。」(会議録第3号29頁)

この内閣法制局の見解は、上記(1)の自治省の有権解釈と軌を一にしている。地方税法72条の19の「事業の状況に応じ」の解釈については、地方税法の所管官庁である自治省の有権解釈並びに内閣法制局の見解のどこを見ても、甲第263号証などに示されている「所得を捕捉できない場合」等に限定するとは、一言もいっていない。甲第263号証などの見解は、こうした政府見解にも反する独自の見解といわざるを得ない。

第2 地方税法72条の19に列挙する課税標準と業務粗利益

一審原告らは、一審原告第12準備書面の本文45頁のうち実に40頁も割いて、業務粗利益について縷々主張を展開している。一審被告らは、これらの一審原告らの主張に対しては、既に十分反論してきたと考えているので、ここでは、

要点のみ指摘しておく。

1 地方税法72条の19の課税標準の解釈

薄井鑑定意見書は、「地方税法72条の19は課税標準として『資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等』を挙げているところ、『業務粗利益』は資本金額などの列挙された課税標準には該当しない。そのため、『業務粗利益』が法に規定する『等』に該当しないのであれば、地方税法72条の19に違反することとなる」とする（甲第263号証5・6頁）。

その根拠として、昭和23年当時の地方税法69条1項及び現行地方税法72条の19の「等」の語は、大正15年に創設された営業税において「売上金額、請負金額、報奨金額の類を含む」の「類」を承継したものであり、したがって、「等」は、「条文に列挙されている『資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数』といった課税標準を各業種に依じて言い換えたもののみを指している」。「租税法の立法技術から見ても同様である。例えば、『甲、乙、丙、丁等』という条文を制定した場合に『等』を付すと、その外延は、甲、乙、丙、丁に準ずるものに限定されるのが当然である。銀行税条例は、『業務粗利益』を課税標準としているが、地方税法72条の19が課税標準として列挙する『資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数』のいずれにも該当せず、またこれらに準ずるものでもなく、銀行業におけるこれらの課税標準を言い換えたものということとはできない。」とする（同趣旨、長野鑑定意見書（甲第264号証）17・18頁、畠山鑑定意見書（甲第265号証）25頁ないし27頁）。

しかし、これらは、牽強附会の解釈であるといわざるを得ない。

なぜなら、大正15年営業税の「営業の収入金額（売上金額、請負金額、報奨金額の類を含む）」の「類」とは、収入金額として考えられるものという意味

であり、類似した「勘定科目」となるのは当然である。一方、地方税法72条の19が列挙する「資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数」は、それぞれ関連があつて類似したものを列挙したものではない。例えば、資本金額と従業員数は類似しておらず、売上金額と家屋の床面積も全く関連性はない。外形標準として考え得るものを例示として列挙しているにすぎないのである。

薄井鑑定意見書は、「その外延は、甲、乙、丙、丁に準ずるものに限定される」とするが、類似点の全くない「資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数」に準ずるものとは果たしていかなるものを指すのであろうか。これらに共通点を見出して準ずるものを挙げることは全くもって不可能であろう。

また、仮に「資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数」にそれぞれ個別に類似するものでなければならぬことをいうのだとしても、業務粗利益は、正に「売上金額」に類似するものと言えるのであるから、「業務粗利益」を課税標準としたことは、地方税法72条の19に違反するものではない。

2 全国銀行協会の「ドクター・ビッグバンのよくわかる銀行のディスクロージャー」における業務粗利益の説明

一審被告らは、これまで、しばしば業務粗利益は一審原告らも認める銀行の本来の業務を表す指標であることを指摘してきた。このことは、全国銀行協会が一般向けに作成した銀行経営についてのディスクロージャーのパフレット「ドクター・ビッグバンのよくわかる銀行のディスクロージャー」(乙7号証の15。以下「全銀協のディスクロージャー誌」という。)に次のように記載されていることから、明らかである。

この全銀協のディスクロージャー誌の13頁には、「4. 損益計算書とは？」

の見出しのもとに銀行の損益計算書のしくみを述べ、次の表を示している。

売上げ	10万円	粗利益	4万円
- 仕入れ	<u>6万円</u>	- 営業経費	<u>1万円</u>
粗利益	4万円・・・	利益	3万円・・・

この表を解説して、「たとえば、ある商品を6万円で仕入れて、10万円で売ったとすると、収益（売上げ）が10万円、費用（仕入れ）が6万円、利益が4万円になります（ ）。

ただし、この利益は、他の商品を売る際にも共通してかかっている人件費などの経費（営業経費）をまだ引いていない、粗い計算をした利益で、粗利益といえます。

人件費などの営業経費が1万円かかったとすると、粗利益4万円から営業経費1万円を引いた3万円（ ）が最終的な利益ということになります。損益計算書は、この流れを示しています」（前掲誌13頁）。

これに続いて「【1】業務ごとに区分されているのが特徴」という項が設けられ、「銀行の損益計算書も、基本的なしくみは一般企業と同じです。・・・損益計算書の中心になるのも資金を運用した収益（受け取った利息）と資金を調達した費用（支払った利息）ということになります。これ以外の科目としては、サービスの手数料、外国為替・国際の売買などがあります。このように、銀行の損益計算書は業務ごとに区分されているのが特徴です。ですから、損益計算書を見るにあたっては、それぞれの業務ごとの収益と費用、そしてその差額である粗利益をみていけば、どの業務で利益があったのか（または損失が生じたのか）がわかるのです」（前掲誌14頁）と述べている。

さらに、この全銀協のディスクロージャー誌は「銀行の損益計算書の中身を見る - その1 - 」という項において「【1】銀行本来の業務での利益をみる」という見出しのもとで、業務粗利益の計算方法を図示し、「これらの4つの業務の収支の合計が業務粗利益です」と述べ、そしてこの業務粗利益をもって「銀

行が本来の業務でどれくらいの利益をあげているかがわかります」(前掲誌15頁)と解説している。

これらの説明は、明らかに「一般事業会社」の損益計算書と銀行のそれとは基本的には同じであり、その売上総利益と銀行の業務粗利益を同じ概念で認識し、かつ、その計算が「本来の業務でどれくらいの利益をあげているかがわかります」と、意味ある概念であることを述べているのである(山口孝教授鑑定意見書6・7頁)。

このように、全国銀行協会自身、これらの費用・収益を生ぜしめる業務が銀行本来の業務であると認識していると同時に、業務粗利益はその本来の業務からあがる利益であると認識しているのである(一審被告第20準備書面13頁)。

3 一審原告らの主張に対する反論

一審原告らは、一審原告第12準備書面の本文45頁のうち実に40頁も割いて業務粗利益について縷々主張を展開している。しかし、これだけの紙数を割いてさえも、一審被告らがこれまで指摘してきた「外形標準」としてふさわしいものであるという点について、十分な反論になっているとは思えない。通常のリスク・プレミアムと不良債権処理を同じ平面で議論するなど、「所得」を基準とする考えを一步も出ていないことはその典型である。

加えて、一審原告らは、これまで、「業務粗利益」は銀行監督上の目的に基づく「決算状況表」に記載されているものにすぎないと主張しており、今回提出された鑑定意見書にも相変わらず同様のことが記述されているが、一審被告らは、業務粗利益は積極的に開示すべき法定開示項目であることを指摘してきた。しかし、この点については、一審原告らは、過去の経緯であった銀行監督上の目的を殊更に強調する一方で、預金者、債権者、株主ほか投資家だけでなく、広く一般利用者を保護するために法定開示項目とされたことには、依然として目を覆ったままである。

にもかかわらず、一審原告らは、相変わらず業務粗利益が売上総利益に相当しないとする主張に相当の力点を置いている。

しかしながら、上述のように、全銀協のディスクロージャー誌は、売上総利益と銀行の業務粗利益を同じ概念で認識しているのである。仮に、一審原告第12準備書面のように、業務粗利益が売上総利益に相当しないとするのであれば、上述の全銀協のディスクロージャー誌の記載は誤っていることになるであろう。しかし、この全銀協のディスクロージャー誌の表現が改められた事実は一審被告らは聞いていない。

業務粗利益は、このように、ディスクロージャーの重要な開示項目とされるときともに、銀行自身はその事業報告書又は決算書において重要視するなど、銀行業務の状況を表わす主要な指標である。業務粗利益は、銀行の基本的業務をすべて網羅した指標であり、銀行業等の「規模又は活動量」を表わす優れた指標なのである（一審被告第20準備書面17頁）。

なお、山口孝教授鑑定意見書（乙第3号証の92）は、完成度の高い優れた鑑定意見書であるが、一審原告らは、一審原告第12準備書面において、理由のない批判を繰り返して憚らない。例えば、商法と証券取引法という根拠の異なる損益計算書を対比させて銀行業と一般事業会社の損益構造が違っていると主張した一審原告らの誤りを指摘したことに対し、一審被告らは業務粗利益と売上総利益を比較したのであるから、「一審原告らも含む大手銀行と比較すべきは、証券取引法の適用のある他業種の大企業でなければならない」と議論をすり替えている。いずれにしても、一審原告らの山口孝鑑定意見書に対する批判は、単に誤りであると繰り返すのみで、根拠のない批判というべきである。

4 立法府の立法裁量に関する裁判例

(1) 最高裁昭和60年3月27日大法廷判決

最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（判例時報1149号30頁）は、「租税法

の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとすれば、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法14条1項の規定に違反するものということとはできないものと解するのが相当である」と判示している。

(2) 京都地裁平成5年7月14日判決

京都地裁平成5年7月14日判決（税務訴訟資料198号146頁）は、租税特別措置法の土地重課規定について、「憲法14条1項の法の下での平等は、・・・（中略）・・・実質的平等は、きわめて抽象的かつ相対的な概念であるから、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件等との相関関係において判断されるべきものである。そこで、右要請を現実の立法として具体化するには、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断とを要するから、右実質的平等の趣旨にこたえて立法措置を講ずべきか否か、またその具体的内容の選択決定は、立法府の幅広い裁量に委ねられている。したがって、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所がこの点につき審査判断することはできない」と判示している。この判決は、最高裁平成8年1月26日第2小法廷判決（税務訴訟資料215号170頁）においても、是認されている。

(3) 東京地裁平成2年3月26日判決

東京地裁平成2年3月26日判決（判例時報1344号115頁）は、「立法にあたっては、右広範な分野にわたる資料を前提として、徴税コスト、納税義務

者の事務量等をも考慮のうえ、政策的技術的判断を行なわざるを得ない。したがって、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重すべきであり、具体的手段の選択が著しく不合理でない限り、その合理性を否定することはできないと判示している。

(4) 最高裁昭和37年5月30日大法廷判決

最高裁昭和37年5月30日大法廷判決（刑集16巻5号577頁）は、「条例は、
・・・公選の議員をもつて組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、・・・むしろ国民の公選した議員をもつて組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものである」と判示している。

(5) 上記の判例から導き出される結論として、次のことがいえる。

条例は憲法に直接制定の根拠をもち、地方公共団体の議会によって制定される点で、その本質は、むしろ国の法律に類する立法作用である。また、租税に関する立法作用は、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断とを要するから、立法府の幅広い裁量に委ねられており、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない。さらに、立法目的が正当なものであり、区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法14条1項の規定に違反するものではない。

したがって、本件課税標準である業務粗利益については、著しく合理性を欠くことが明らかでない限り、立法府の裁量的判断の合理性を否定することはできないというべきである。

第3 税負担の均衡

一審原告第12準備書面は、昨日午後6時過ぎになって一審被告らに送達されてきたので、一審被告らは、税負担の均衡に関する書証である甲第267号証に

示された数値が誤っていないかどうかを確認する暇がなかった。したがって、ここでは、この数値が正しいと仮定した上で、要点のみ指摘しておく。

一審原告らは、第12準備書面の「第3」において、平成13事業年度に係る法人事業税負担が所得基準（旧基準）と比較して約3,652倍にも相当するとしている（47頁）。しかし、この主張は、裏を返せば、本来の適正な税負担と比較して、所得基準（旧基準）では、わずか3,652分の1の負担にすぎないことを自認しているに等しい。しかも、3,652分の1の負担で済むのは、莫大な額の貸倒損失を所得から控除するからである。莫大な額の貸倒損失の控除によって、わずか3,652分の1の負担で済むようになるのは、多くの業種がある中でも、銀行業等だけである。

一審原告らのこうした主張は、東京都の行政サービスの受益に対する事業税負担をわずか2千4百万円余で済ませようとしていることを自白した結果となっている。このような受益と負担の不均衡の是正を図ることこそが、本件外形標準課税導入の目的に他ならないことを、あらためて強調しておく。